専門研修にかかる要請への対応について

1 経過

- ・令和4年度の専門研修プログラムに関し、医療法第30条の23の規定に基づき、令和3年7月28日開催の島根県地域医療支援会議(医師研修部会)で協議
- ・この協議を踏まえ、医療法第30条の24の規定に基づき、令和3年8月24日付け医第748号により、島根県知事から専門研修プログラム基幹施設に対し、研修体制の整備に関する協力を要請。各基幹施設から令和4年2月までに回答

2 要請に対する回答

【連携施設の追加に関すること】 次の施設について、可能な限り早期に、専門研修プログラムの連携施設に追加するようお願いします。

診療	追加要請施 設	要請理由	回 答 · 対 応	
領域			島根大学医学部附属病院	県立中央病院
整形 外科	玉造病院	・従前制度における研修施設である ・専門研修プログラムの連携施設に加 わりたいとの要望がある。	・ <u>研修施設の資格要件は満たしているが</u> 、連携施設への追加については、 <u>今後の協議・調整が必要</u> であると考えております。	・連携施設への追加については、派遣元の医局がある <u>島根大学医学部附属病院の対応状況を踏まえ、</u> 相談のうえ引き続き検討する。

3 今後の対応

・今回の基幹施設からの回答の進捗状況等によっては、令和4年度前半に開催予定の島根県地域医療支援会議(医師研修部会)において、対応を協議する。